様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第二面）

１．建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）

【６．建築物の用途】

□非住宅建築物　□一戸建ての住宅　□共同住宅等　□複合建築物

（略）

【９．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】

□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）

□無

【10．建築物の構造及び設備の概要】

（略）

【11．該当する地域の区分】

（略）

【12．住宅部分の床面積】

	（床面積）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】　増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】　改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【13．建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅰ)の基準

外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ⅰ)の基準

外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第二面）

１．建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）

【６．建築物の用途】□一戸建ての住宅　□共同住宅等

□非住宅建築物

□複合建築物

（略）

【９．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】　□有　□無

竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

【１０．建築物の構造及び設備の概要】

（略）

【１１．該当する地域の区分】

（略）

【１２．建築物全体のエネルギー消費性能】

１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

□外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準対象外

２．一次エネルギー消費量に関する事項

（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□基準省令第１条第１項第１号イの基準　□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（２）住宅又は複合建築物の住宅部分

□基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）

共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（３）複合建築物

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

【１３．備考】